

専用水道の申請・届出の手引き（高知市）

「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道 その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下（口径 25mm以上の導管の全長が 1500m以下 かつ 水槽の有効容量の合計が 100 立方メートル以下）である水道を除きます。

- 一 100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- 二 その水道施設の 1 日最大給水量（1 日に給水することができる最大の水量）が政令で定める基準（人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用に供する目的のために使用する水量が 20 立方メートル）を超えるもの

*水道法第3条第6項、政令第1条、省令第1条 Ver 2025. 4. 1

専用水道	このようなときは		以下の手続きが必要です。	備 考
	1	専用水道の 布設工事 をしようとするとき 注：水道施設の増設又は改造の内容によっては、「布設工事」に該当するため、事前に確認申請が必要になる場合があります。	確認申請 【P2へ】 〔 専用水道布設工事設計 確認申請書（第1号様式） 〕 ↓ 市の確認 をうける （適合通知書（第3号様式）を受理） ↓ 工事に着手	必ず、 工事に着手する前に 「確認の申請」をしてください。 *法第32条 *法第33条
	2	上記1の専用水道布設工事設計確認申請書（第1号様式）に記載した事項に 変更が生じた とき 注：水道施設の増設又は改造の内容によっては、「布設工事」に該当するため、変更届ではなく、事前に確認申請が必要になる場合があります。	変更の届出 【P3へ】 専用水道布設工事設計確認申請書 記載事項変更届（第2号様式）	速やかに *法第33条第3項
	3	配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造し、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して 給水を開始 しようとするとき	給水開始の届出 【P4へ】 専用水道給水開始届（第5号様式）	あらかじめ *法第34条→法第13条
	4	水道技術管理者を 設置 又は 変更 したとき 注：専用水道の設置者は、水道技術管理者を置かなければなりません。 *法第34条→法第19条	水道技術管理者 設置（変更）届 【P5へ】 水道技術管理者設置（変更）届（第6号様式）	速やかに *細則第6条
	5	水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他のものに 委託した とき、又は委託に係る 契約が効力を失った とき	委託したとき↓ 【P7へ】 専用水道業務委託届（第7号様式） ----- 委託に係る契約が効力を失ったとき↓ 【P7へ】 専用水道業務委託契約失効届（第8号様式）	遅滞なく *法第24条の3第2項
	6	専用水道を 廃止した とき	専用水道廃止届 【P8へ】 専用水道廃止届（第9号様式）	速やかに *細則第8条

法：水道法 【法第34条第1項（準用、知事への読替）、法第48条の2第1項（市長への読替）】

政令：水道法施行令

省令：水道法施行規則

細則：高知市水道法施行細則

1 専用水道の布設工事をしようとするとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588																				
提出部数	1部																				
提出期限	工事着手予定日の30日以上前に「確認の申請」をしてください。 *法第32条 *法第33条第6項																				
留意事項	1 専用水道の「布設工事」をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければなりません。 *法第32条、法第48条の2（読替） 2 布設工事とは <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">布設工事とは</td><td>① 水道施設の新設</td><td>取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、専用水道設置者の管理に属するものの全て又はいずれかの区分の施設を全く新しく設置すること</td></tr> <tr> <td rowspan="2">② 水道施設の増設又は改造の工事</td><td>一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事</td></tr> <tr> <td>沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事</td></tr> </table> *「増設」とは、既にある水道施設のうちのいずれかについて、さらに種類又は数量を増加することです。 *「改造」とは、現にある水道施設の機能の低下を防止、修復し、又は改善、向上させることです。 3 申請を受理した場合において、当該工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかどうかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請を受理した日から起算して30日以内に書面にて申請者にその旨をお知らせします。 *法第33条第5項、第6項、細則第4条（様式）			布設工事とは	① 水道施設の新設	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、専用水道設置者の管理に属するものの全て又はいずれかの区分の施設を全く新しく設置すること	② 水道施設の増設又は改造の工事	一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事	沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事												
布設工事とは	① 水道施設の新設	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、専用水道設置者の管理に属するものの全て又はいずれかの区分の施設を全く新しく設置すること																			
	② 水道施設の増設又は改造の工事	一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事																			
		沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事																			
手数料	なし																				
提出書類	専用水道布設工事設計確認申請書（第1号様式） *細則第2条																				
添付書類	1	工事設計書 *法第33条第1項	工事設計書には、次に掲げる事項を記載してください。 *法第33条第4項 ① 一日最大給水量及び一日平均給水量 ② 水源の種別及び取水地点 ③ 水源の水量の概算及び水質試験の結果 注 ④ 水道施設の概要 ⑤ 水道施設の位置（標高及び水位を含む）、規模及び構造 ⑥ 浄水方法 ⑦ 工事の着手及び完了の予定年月日 注：工事設計書に記載すべき水質試験の結果について 水質試験の結果は、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項に関して水質が最も低下する時期における試験の結果としてください。 *規則第54条→規則第3条 水源において水質が最も悪化していると考えられる時期、すなわち、降雨、降雪、洪水、濁水時等においてもなお水質基準に適合する水を供給するようにしなければならないので、この時期を含んで過去1年以内に行った原水の総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味を除く全項目の試験結果並びに必要な応じて行うその他の項目の試験結果を記載してください。 *H15.10.10健水発第1010001号（最終改正H28.3.30生食水発0330第1号）																		
	2	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td><td>水の供給を受ける者の数を記載した書類</td><td style="text-align: right;">*省令第53条</td></tr> <tr> <td>②</td><td>水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面</td><td style="text-align: right;">*省令第53条</td></tr> <tr> <td>③</td><td>水道施設の位置を明らかにする地図</td><td style="text-align: right;">*省令第53条</td></tr> <tr> <td>④</td><td>水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図</td><td style="text-align: right;">*省令第53条</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>主要な水道施設（次の⑥に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</td><td style="text-align: right;">*省令第53条</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図</td><td style="text-align: right;">*省令第53条</td></tr> </table>	①	水の供給を受ける者の数を記載した書類	*省令第53条	②	水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面	*省令第53条	③	水道施設の位置を明らかにする地図	*省令第53条	④	水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図	*省令第53条	⑤	主要な水道施設（次の⑥に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	*省令第53条	⑥	導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図	*省令第53条	
①	水の供給を受ける者の数を記載した書類	*省令第53条																			
②	水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面	*省令第53条																			
③	水道施設の位置を明らかにする地図	*省令第53条																			
④	水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図	*省令第53条																			
⑤	主要な水道施設（次の⑥に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	*省令第53条																			
⑥	導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図	*省令第53条																			

2 上記1の専用水道布設工事設計確認申請書（第1号様式）に記載した事項に変更が生じたとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	速やかに *法第33条第3項
留意事項	水道施設の変更であって、その内容が以下(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は「<u>専用水道の布設工事</u>」にあたりますので、変更届ではなく、工事着手予定日の30日以上前の確認の申請が必要です。（具体的な手続きについてはp2をご参照ください。） 法第3条第10項、政令第3条 { (1) 一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事 } { (2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事 } *「増設」とは、既にある水道施設のうちのいずれかについて、さらに種類又は数量を増加することです。 *「改造」とは、現にある水道施設の機能の低下を防止、修復し、又は改善、向上させることです。
手数料	なし
提出書類	専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届（第2号様式）
添付書類	変更内容を具体的に確認できる資料（図面等）の添付をお願いする場合があります。

3 配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し，増設し，又は改造し，その新設，増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	あらかじめ（給水開始前） *法第13条第1項	
留意事項	1 給水開始に際しては「水道技術管理者」を設置しておかなければなりません。 *法第34条→法第19条 設置後速やかに「水道技術管理者設置（変更）届（第6号様式）」にて届出をしてください。 *細則第6条 2 給水開始前に「水質検査」及び「施設検査」を行い，これに関する記録を作成し，その検査を行った日から起算して5年間，これを保存しなければなりません。 *法第34条→法第13条 3 給水開始前の「水質検査」及び「施設検査」は，「水道技術管理者」が従事し，又は従事する職員を監督して行わなければなりません。 *法第34条→法第19条第2項	
手数料	なし	
提出書類	専用水道給水開始届（第5号様式）	
添付書類	水質検査の結果 給水開始前の水質検査は，新設，増設又は改造に係る施設を経た給水栓水についての検査を行ってください。 必要に応じて水源，配水池及び浄水池における水質も検査すること。 採水場所の選定は，省令第15条第1項第2号の規定の例に準じる。 詳細は H15.10.10健水発第1010001号参照 （最終改正H28.3.30生食水発0330第1号）	①「水質基準に関する省令」の表の上欄に掲げる事項（全51項目）及び②消毒の残留効果について行った水質検査の結果を提出してください。 *法第34条→法第13条→省令第54条→省令第10条
	施設検査の結果	浄水及び消毒の能力，流量，圧力，耐力，汚染並びに漏水のうち，施設の新設，増設又は改造による影響のある事項に関し，新設，増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設（給水の施設を含む。）について行った検査結果を提出してください。 *法第34条→法第13条→省令第54条→省令第11条

4 水道技術管理者を設置又は変更したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	速やかに ＊細則第6条	
留意事項	1 水道法では、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、専用水道設置者が水道技術管理者を置くことを義務付け、その資格要件について規定していますので、資格要件を満たす水道技術管理者を1人設置する必要があります。 ＊法第34条→法第19条第1項、同条第3項→政令第6条（資格要件） 一日最大給水量が1,000m³以下である専用水道については、この水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができるものであるときは、資格を有する必要はありませんが、水道技術管理者を置かなければならないことに変わりはありません。 ＊法第34条第2項 2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければなりません。 ＊法第34条→法第19条第2項 法第19条第2項の事務 ↓ - 一 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 【施設基準適合検査】 （水道施設の修繕を能率的に行うための点検を含む） - 二 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査 【給水開始前の水質検査及び施設検査】 - 三 （除外） - 四 第20条第1項の規定による水質検査 【定期及び臨時の水質検査】 - 五 第21条第1項の規定による健康診断 【業務従事者及び構内居住者の定期及び臨時の健康診断】 - 六 第22条の規定による衛生上の措置 【消毒その他衛生上必要な措置】 - 七 （除外） - 八 第23条第1項の規定による給水の緊急停止 【緊急時の給水停止、危険周知】 - 九 第37条前段の規定による給水停止 【給水停止命令】 3 水道技術管理者は、必ずしも専任であることを必要とせず、他の業務と併せて担当することもできます。	
手数料	なし	
提出書類	水道技術管理者設置（変更）届（第6号様式）	
添付書類	水道技術管理者の資格を証する書類	各種証明書の原本提示をお願いします。 例：卒業証明書、水道に関する技術上の実務経験証明書等

水道技術管理者の資格要件（令和7年4月1日一部改正）

水道技術管理者の資格は、水道技術管理者として必要な基礎教育と、水道に関する技術上の実務の経験との総合判断によって下表のとおり定められています。*法第19条第3項

任命する際は、業務遂行に必要な権限を与えてください。

基礎教育	卒業した 学科の種別	土木工学科若しくは土木科 又はこれらに相当する課程	工学（土木工学を除く。）、 理学，農学，医学， 薬学又はこれらに相 当する課程	左記以外の課程
	学校の種別			
有	大 学 旧制大学	実務経験 3 年以上	実務経験 4 年以上	実務経験 5 年以上
	短期大学 （専門職大学の前期課程含む） 高等専門学校 旧制専門学校	実務経験 5 年以上	実務経験 6 年以上	実務経験 7 年以上
	高等学校 中等教育学校 旧制中等学校	実務経験 7 年以上	実務経験 8 年以上	実務経験 9 年以上
	外国の学校においては，上記の課程又は上記の課程に相当する課程を，上記に規定する学校において習得した後，それぞれの欄に規定する実務従事経験を有する者			
	技術士法第 4 条第 1 項の規定による技術士試験の第二次試験の上下水道部門に合格した者 （選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。） ※ 平成 31 年4月1日より前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって，選択科目として「水道環境」を選択したものは，選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなされます。*H30.12.26 生食発 1226 発第6号	実務経験 1 年以上		
	建設業法施行令第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者	実務経験 3 年以上		
無	10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習「登録講習」の課程を修了した者 （公益社団法人 日本水道協会が毎年実施。詳しくは http://www.jwwa.or.jp/ を参照してください。）			

注1：実務経験とは「水道に関する技術上の実務」に従事した経験年数です。

「水道に関する技術上の実務」とは、水道の技術に関するものであれば、計画、設計、施工、施設の維持管理等（採水、検査、施工、修繕、点検、給水装置工事など）いずれかに係るものも含まれます。

注2：一日最大給水量が 10,000m³以下の専用水道は、実務経験はこの表の2分の1以上あれば構いません。

*政令第7条第2項、*省令第14条

5 水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他のものに委託したとき、又は委託に係る契約が効力を失ったとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	遅滞なく *法第34条→法第24条の3第2項	
留意事項	1 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができます。 水道事業者は、この規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を高知市保健所長に届け出なければなりません。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様です。 *法第34条→法第24条の3第1項、第2項、法第34条（準用・知事への読替）、法第48条の2（市長への読替） 2 水道の管理に関する技術上の業務を第三者に委託する際には、「第三者委託実施の手引き 平成19年11月（平成23年3月改訂） 厚生労働省健康局水道課」を活用していただきますようお願いいたします。 この手引きは、第三者委託を既に実施している水道事業者の実施状況調査等の結果を踏まえ、第三者委託の実施例や、導入の手順、手続き等の考え方を示すことにより、第三者委託の導入を考えている水道事業者等の参考となることを目的としています。 （詳しくは http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkoku/suidou/111013-1.html を参照してください。） 3 「業務の委託」については、水質検査、衛生上の措置等の施設管理業務全般を包括的に一事業業者に委託するべきものであり、ある一部の業務（例えば水質検査）のみを委託し、又は業務全般を複数の事業業者に分割して委託することはできません。 *政令第9条第1号 4 委託した業務の範囲内においては、委託者である設置者は、水道法上の責務について適用除外され、受託者がその責務を負うことになります。 *法第24条の3第6項及び第7項、法53条 5 受託者は、水道の管理について技術上の業務を担当するため、水道技術管理者の要件を満たす受託水道業務技術管理者を一人置かなければなりません。受託水道業務技術管理者は、委託された業務の範囲内において水道技術管理者の行うべき事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければなりません。 *法第24条の3第3項、第4項及び第5項 6 専用水道の設置者は、次の条項を含む委託契約書を作成しなければなりません。 *政令第9条第3号 (1) 委託に係る業務の内容に関する事項 (2) 委託契約の期間及びその解除に関する事項 (3) その他厚生労働省令で定める事項（委託に係る業務の実施体制に関する事項） *省令第17条の6	
手数料	なし	
必要書類	委託したとき	提出書類：専用水道業務委託届（第7号様式） 添付書類：受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類 委託契約書の写し
	委託に係る契約が効力を失ったとき	提出書類：専用水道業務委託契約失効届（第8号様式）

6 専用水道を廃止したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	速やかに *細則第8条
留意事項	
手数料	なし
提出書類	専用水道廃止届（第9号様式）
添付書類	なし